

柔道整復師法に係る施術所の名称に関する規制について

柔道整復師法の中で名称に関する規定はありませんが、医療法、医師法等において患者が誤解することがないように使用を禁止している規定があり、医療法・医師法等に抵触するような名称は使用できません。

【医療法第3条関連】

疾病の治療(助産を含む)をなす場所であり、病院又は診療所でないものは、これに病院、病院分院、産院、療養所、診療所、医院、その他病院又は診療所に紛らわしい名称を付けることはできません。

例)単に「・・・療院」、「・・・治療院」

また、「はり科」・「きゅう科」など「科」を付けた名称は用いることはできません。

◎法律の規定に違反した場合は、医療法第89条第1号及び第90条により20万円以下の罰金に処せられることがあります。

【医師法18条関係】

医師でない者は、医師又はこれに紛らわしい名称を用いることはできません。したがって「鍼灸医」や「整骨医」等「医」を付けた名称は使用できません。

◎法律の規定に違反した場合は、医師法第33条の2第1号より50万円以下の罰金等に処せられることがあります。

【柔道整復師法第24条(広告の制限)関連】

施術者の技能、施術方法、又は経歴に関する事項は記載できません。

例)「・・・大学流整骨院」、「・・・骨盤矯正整骨院」

◎法律の規定に違反した場合は、柔道整復師法30条第5号により30万円以下の罰金等に処せられることがあります。